

第2章

人権施策の推進

1 推進するための条件の整備

田辺市のまちづくりの根底にある、人権尊重の精神をより確かなものとするため、生涯学習の視点に立って、市民の主体性を大切にした人権施策を行うことが必要です。

そこで、人権についての基本的な知識の普及に加え、日常生活の隅々に人権意識が根付き、さらに人権課題の解決に向けた主体的・具体的な行動につながるような人権施策を推進するため、次のような条件整備に取り組みます。

(1) 推進体制の整備

① 庁内における推進体制の整備

「田辺市人権施策推進本部」を庁内に設置し、全庁的に本方針に基づいた人権施策を推進します。

② 人権施策に関係する機関・団体等との連携

市民一人ひとりが人権意識を身に付け、幅広い人権課題について考え行動するためには、市民の主体的な人権教育・啓発の取組が大切です。

人権に関わりが深い機関・団体等が互いに連携を密にし、人権教育・啓発に関する情報の提供や交換を行います。

③ 人権施策の推進等について審議する組織の設置

田辺市において必要とされる適切な人権施策の取組が行われるよう、必要に応じて、本方針の進捗状況を把握し、課題を検証するとともに、社会の変化に伴って新たに生じてくる人権課題に対応するため、行政と市民側の学識経験者等で構成された審議組織を設置します。

④ ^(*)和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画

人権教育・啓発が広範な取組として展開されるよう、和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画を通じ、県や他市町村と協力し、情報の共有や連携した人権施策を推進します。

（2）調査・研究の実施

社会情勢の変動や進展によって、人権をめぐる状況は今後とも変化することが予想されます。そのため、効果的な人権施策を推進するためには、市民の意識や学習ニーズ・課題を的確に把握するための調査・研究を行う必要があります。人権をめぐる動向や市民のニーズに応じ、効果的な学習テーマや学習方法を提供するため、市民意識調査の実施や人権についての様々な課題の研究を行い、実践の場に十分反映する取組を進めます。

（3）教材・学習プログラムの開発

市民の学習ニーズや課題に対応し、書籍や視聴覚教材など様々な教材を自由に活用できるよう整備します。また、人権問題を身近な問題としてとらえることができるような新しい教材の開発と活用を行います。

さらに、人権問題を自らの課題として解決する能力と態度をはぐくむため、「ワークショップ」などの参加体験型学習をはじめとする様々な形態の学習プログラムを開発し活用します。

（4）身近な指導者の養成

人権教育・啓発を推進するため学習リーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が大切です。各公民館区に配置されている生涯学習（人権）推進員、公民館長・公民館主事、人権擁護委員や有識者等を、人権に関する地域の人材の核と位置付け、人権教育・啓発活動でのコーディネーター（調整する人）としての役割を明確にするとともに、地域における人材の育成にも努めます。

また、新しい学習形態に対応できる指導者を育成するための指導者養成講座の開催や、これらの人材が有効に活用されその能力が発揮できるよう、生涯学習分野との連携による人材の登録制度や人材情報システムの整備を行います。

（5）各種メディアの活用と連携

人権啓発を進める上でメディアの果たす役割が大きいことから、新聞・放送などの各種メディアに対し、人権に関する情報を提供するとともに、

連携のあり方についての研究を進めます。

「広報田辺」の紙面を活用し、人権に関する記事の掲載を計画的・継続的に行います。また、新聞・放送などを通じ、講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする啓発の強化期間などの広報活動を行います。

2 人権の視点に立った行政の推進

2005年（平成17年）10月1日に制定した田辺市民憲章では、

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくりまします。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりまします。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりまします。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりまします。

という5本の柱を設定し、「美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。」と宣言しました。

したがって、田辺市は、この市民憲章の精神を新しいまちづくりに生かしていくために、市民一人ひとりの幸せを願い、自己実現や自立を支援します。そのために、例えば、市民からの各種申請・要望等に対して公平かつ迅速な対応と処理に心がけ、また情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置いたまちづくりを推進します。

3 人権教育・啓発の推進

家庭・地域や職場・学校などにおいて、私たちの日常生活でちょっとした事柄を人権の視点から考えてみると、様々な人権が見えてきます。たとえば、建物や道路のちょっとした段差で困っている車いすの人を見かけたとき、人権という視点から考えると、^(*)バリアフリーの大切さが見えてくるでしょう。女性や子ども、高齢者、そしてあらゆる人の人権についても同様です。

「人権」とは、決して私たちの日常生活とかけ離れているものではありません。ふだん何気なく過ごしている日常生活を、人権という視点から見直すことによって、私たち一人ひとりの生き方はもちろん、人権が尊重される社会づくりへとつながります。

人権教育・啓発を進めるにあたっては、人権問題に関する知識の習得だけではなく、身の回りにある具体的な人権課題の解決に結び付けていくことが大切です。

そこで、すべての人の人権が尊重される社会を実現するために、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において人権教育・啓発の取組を進めます。

（1）就学前や学校等で

① 家庭

家庭は、社会の基礎的単位であり、家庭での教育は人権を尊重し生命の尊さを認識させ、基本的な社会性を身につけさせるなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たします。今日、様々な要因によって家族構造が変化し、その教育機能も低下する傾向にあり、家庭内においても、人権に関わる様々な問題が起こっています。家庭が子どもの成長にとって重要な場であることを踏まえ、その役割を担っていけるよう、子育て相談、^(*)ひきこもり相談、家庭児童青少年相談等の支援体制を充実させるとともに、人権尊重の視点に立った家庭教育や子育てなどの学習の場の充実を図ります。

② 保育所・幼稚園

乳幼児期は、人との関わりの中で、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。保育所・幼稚園は、乳幼児期の子どもが、友だちとの集団活動や花に水をやったり、動物と触れ合うこと、読み語りを静かに聞いたりするなど、そこでの生活体験全体を通して、人権尊重の大切さを学び実践する場でもあります。

そのため、保育所・幼稚園においては、家庭や地域との連携を深め、人を大切に作る心を育て、社会性の芽生えを培う教育や保育活動を進めます。

③ 小学校

小学校では、子どもに基本的な生活習慣と基礎学力を身につけさせることはもちろん、心身の発達に応じて、人権についての基礎的な判断力を養い、より良い集団づくりに努めます。

また、一人の人間として大切にされているという実感をもたせ、お互いの違いを認め尊重し、差別やいじめなどを許さず、解決する態度を育てます。

さらに、様々な人権問題についても、正しく理解するための基礎が身につく教育を進めます。

④ 中学校

中学生の時期の子どもたちは、真理への探求心や正義感が芽生えるときです。

小学校における取組の上に立ち、より豊かな人間関係を結び、身の周りの問題をはじめとして、人権問題を正しく理解し、自らの課題として解決していく態度を育てる教育を進めます。

また、情報社会における人権尊重のあり方等についての教育を進めます。

⑤ 高校生・青少年

社会道徳を培い、他人の立場を理解し尊重できる豊かな人権感覚が身

につけられるよう、高校生に対しては、県教育委員会や高等学校等と連携した取組を行うとともに、青少年に対しては、社会教育分野と連携し、人権に関する学習の提供を図ります。

⑥ P T A ・ 保護者会

P T A ・ 保護者会は、保育所、幼稚園、学校等における教育活動を進めるにあたって、重要な役割を担っています。

そこで、人権教育・啓発の効果が各家庭で正しく反映できるよう、保育所、幼稚園、小学校、中学校等のP T Aや保護者会において、人権に関する学習会等の実施や、学習に必要な支援を行います。

■ (2) 社会教育の場で

市民の人権に対する関心を高めるため、あらゆる場と機会をとらえ、市民の興味・関心に即し、人権に関係する幅広いテーマを取り上げた様々な人権教育・啓発の取組を行います。

また、広く生涯学習推進の中で人権教育・啓発を進めていくという観点から、市民の主体的な学習を支援するための取組を行います。

① 社会教育施設等

公民館をはじめとする社会教育施設等は、市民の様々な学習要求に対応した学習活動や文化活動、体育・レクリエーション等の事業を行う生涯学習活動の拠点です。

なかでも、人権の確立を目指す学習活動は、社会教育施設等の活動の重要な柱です。

特に、公民館においては、生涯学習（人権）推進員、公民館関係者を核に、地域住民が連携し、人権学習をはじめ、豊かな人間関係や地域社会を作るための様々な活動を通し、人権認識を深める取組を行います。

また、学校教育分野、福祉分野等と連携した取組ができるような体制づくりに努めます。

② 社会教育関係団体

青少年団体、女性団体などの社会教育関係団体に対し、日常活動の中で、人権尊重の視点が生かされるよう、組織全体としての研修会や指導者層に対する研修会等を開催します。

(3) 企業・各種団体等で

① 企業

企業は、社員、株主、取引先、消費者、地域の住民など多くの人々とかかわって活動をしており、商品・サービスの提供、従業員の雇用、環境づくりなど、社会に対して大きな影響を与えています。

このように、企業は、その経済活動を通して、地域社会に大きな影響を与える存在であり、基本的人権が尊重される社会の実現のために、地域社会の一員として重要な役割を担っています。

このため、顧客や雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育・啓発の取組を促進するため、学習相談への対応、情報の提供、指導者の派遣、学習プログラムの提供などの支援を行います。また、市内の企業で組織する^(*)田辺市企業人権推進協議会や県・関係機関と連携しながら、企業活動における人権課題の解決に向けての取組を進めます。

② 各種団体等

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人ひとりが進んで社会のあらゆる分野で寄与することが求められています。とりわけ、市内で活動する社会福祉団体、老人クラブ、女性団体、商工会、協同組合、医師会、弁護士会、^(*)NPO、ボランティア団体等、各種団体は、田辺市における「まちづくり」に、それぞれの分野で重要な役割を果たしています。

このため、基本的人権が尊重される「まちづくり」の視点から、各種団体に対し、人権意識の高揚を図るための主体的な取組ができるよう、情報の提供や学習機会の提供、会場や備品、各種教材の貸出し、講師派遣などの支援を行います。

（４）特定職業従事者に対して

以下に掲げる、特に人権にかかわりの深い職業に従事する人たちに対する研修の充実に努めます。また、各種学校や民間の医療施設、福祉施設、医療・保健・福祉関係者の養成機関等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。

① 市職員

市職員は、市民の日常生活のあらゆる場に密接にかかわっており、市民の人権を守る立場から、一人ひとりが常に人権尊重の視点に立って日常業務を遂行することが求められます。

このため、市職員に対する人権意識の高揚を図るための研修をより充実させるとともに、市民と共に学び、実践する機会を拡大し、豊かな人権感覚を持った市職員の育成に努めます。

② 保育関係職員・教職員

保育関係職員・教職員は、乳幼児、児童、生徒の人間形成に大きな影響を与える立場にあり、子どもの発達段階に即した人権意識をはぐくむ大切な役割を担っています。

このため、すべての保育関係職員・教職員が、人権問題についての深い認識と人権教育に関する指導力を身につけ、人権尊重の精神に根ざした教育を展開できるよう、研修をより充実させるとともに、支援に努めます。

③ 保健・医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師等の保健医療関係者は、人々の生命と健康を守ることを使命としており、業務の遂行にあたっては、個人情報保護など、患者や要介護者の人権を尊重した行動が求められます。

このため、保健・医療関係者に対し、それぞれの加盟する医療関係団体を通じ、人権に関する研修が充実するよう積極的に働きかけます。

④ 福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、障害者や高齢者などの福祉施設で働く職員、介護サービスを提供する職員など福祉関係業務に携わる関係者は、高齢者や障害者をはじめとする様々な人々の生活相談や、身体介護等の役割を担っており、人間の尊厳に関する認識及び^(*)プライバシーへの配慮等において高い人権意識が必要です。

このため、福祉関係業務に携わる関係者への人権教育・啓発の充実を図ります。

⑤ 消防・警察職員

消防職員や警察職員は、市民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全と秩序を維持する責務を負っています。

このため、消防職員が、人命の尊重を第一義とした活動を徹底するなど、職務の遂行にあたって、人権に配慮した適切な対応ができるよう、支援に努めます。

また、警察職員は、相談者、被疑者、被害者等に対し、適切に対処するように努めなければなりません。特に、女性や少年等に対して、その特性を理解した対応が図られ、各種関係機関と連携を密にしていけるよう支援に努めます。

⑥ 市議会議員

地域の課題が多様で複雑化する中、地方自治体の意思決定機関である議会の果たす役割はますます重要となっています。その議会の議員は市民の代表者として、常に人権認識をもって市の行政全般に目を注ぎ、市民全体の幸せのために活動しなければならないといえます。

このため、人権問題に関して、学習機会の充実を図ります。

4 相談・支援事業の推進

田辺市では、企画部人権推進課を中心として各機関と連携を図りながら、人権に関する相談を行っています。また、女性や子ども、高齢者、障害者に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談など、各種相談窓口を設置しています。

被害者の法的救済に関する措置等は、法務省や裁判所など国の機関の専管事項ではありますが、自治体として可能な手段としての相談・支援に取り組んでいきます。

第一に、人権を侵害された、又はされている個人が、安心かつ容易に利用できる相談・支援体制を目指します。その際、相談者のプライバシーを保護し、不安を取り除き、地理的にも利用しやすいものとするのが肝要です。また、必要に応じて県や関係機関、民間機関との連携・協力を図ります。

第二に、市民にとって身近で信頼できる相談・支援体制を目指します。また、相談・支援の対象となる人権侵害が多様であることから、総合性のある相談・支援の窓口の整備に努めます。他方で、利用者の中には一般的な指導・助言を求めるだけでなく、専門的な指導・助言を必要とする場合も含まれることから、個別の問題についてより専門的に対応できる窓口の充実を図ります。

第三に、利用者が納得できる結果を出せるような、効果的な相談・支援体制を目指します。すべての相談・支援窓口が、あらゆる専門性を備えているとは限らず、利用者の要望にすべて対応できるとはいえません。しかし、利用者が、少なくとも納得できる結果を出すために、窓口相互間のネットワークの確立に努め、適切な窓口を紹介できる体制をつくります。

第四に、相談・支援体制の相談窓口の設置について、市民に広く知られていることが必要であり、広報や研修会を通してPRに努めます。

第五に、利用者の立場に立って対応できることや、知識や技能を持っているという面でも、各専門機関や民間、団体が果たす役割は大変大きく重要であると考え、相談・支援等を行う企業や団体等と連携・協力することを大切にします。

第六に、遠隔地に居住する市民が相談機関を訪問して相談したいというような場合、行政局との連携や援助を得て、利用者の満足を得られるように努めます。

なお、広域的に取り組む必要がある人権侵害が発生した場合は、国や県の機関と連携し、必要な助言を受けながら処理を行います。

